

事後評価シート

主管課・室長：企画課長

施策名	- 6 - (1) 循環型社会の形成の推進のための基本措置
施策の概要	循環型社会形成推進基本法の着実な施行。 廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進する。
目標及び指標 (参考指標)	ア 循環型社会形成推進基本計画に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 イ 政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告（循環型社会白書）を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。 ウ 廃棄物処理施設整備計画の効果的な実施及びその実施状況の適切な点検を行う。 エ 広域処理場整備基本計画の効果的な実施及びその実施状況の適切な点検を行う。
目標の達成状況	平成13年度に中央環境審議会循環型社会計画部会を7度開催し、基本計画の策定に向けた検討を行った。 平成14年1月に中央環境審議会で「循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」を策定した。 平成13年6月に循環型社会形成推進基本法に基づく初の年次報告を公表した。発行部数は平成14年3月末で1万4000部。 内閣府世論調査（平成13年7月）における循環型社会形成推進基本法の周知率は11.0%。 ごみ減量処理率 93.3%(H11年)(計画目標：平成14年度末 91%) リサイクル率 13.1%(H11年)(計画目標：平成14年度末 15%) し尿衛生処理率 94.3%(H11年)(計画目標：平成14年度末 99%) 平成13年度に広域処分場整備基本計画の見直しを行った。
評価	平成12年には循環型社会形成推進基本法を制定し、廃棄物処理の優先順位を発生抑制、再使用、再生利用、処分とし、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるだけ低減される「循環型社会」の形成を推進するための基本的な枠組みが定められた。現在、排出者責任、拡大生産者責任といった基本的な考え方や経済的措置等の政策手法、具体的な目標としての数値目標、国民・NGO/NPO・事業者・地方公共団体といった各主体が果たすべき役割等に関する「循環型社会形成推進基本計画」の策定を進めているところであり、循環型社会形成に向けて、総合的かつ計画的な施策の推進を図っていく必要がある。 現行の第8次廃棄物処理施設整備計画は、ごみの排出抑制・リサイクルの推進・焼却時の熱利用等を推進することにより、循環型社会への転換を主に施設整備の面から全国的・計画的に推進していくための計画であり、循環型社会の構築が重要な課題となっている現在において極めて重要な役割を担っている。 今次計画の目標となっている「ごみ減量処理率」「リサイクル率」「し尿

	<p>衛生処理率」については何れも順調に上昇しており本計画による施設の整備は順調に進んでいると言える。</p> <p>受入対象区域を追加し、処分場の埋立容量の増量等を行った。</p>
今 後 の 課 題	<p>平成15年3月末までに循環型社会形成推進基本計画を策定。</p> <p>循環型社会形成推進基本法及びその考え方の周知・意識向上。</p> <p>循環型社会の形成に向けた環境教育・普及啓発及びその評価手法の開発</p> <p>国民一人ひとりのくらしの見直しとごみ減量実践に向けた普及啓発・環境学習の推進</p> <p>地域における国民、NGO/NPO・事業者・地方公共団体等の循環型社会の形成に向けた取組の支援。</p> <p>長期計画のあり方については、その必要性を含め総合的に検討する旨が経済財政諮問会議の基本方針に定められており、次期計画の検討に当たっては、その必要性も含めた所要の検討を行う必要がある。</p> <p>周辺地域の状況を見ながら、必要に応じて広域処理場整備基本計画の見直しをする。</p>
政策効果 把握の 手法及び 関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府世論調査 ・ 循環型社会白書の発行部数は出版社（ぎょうせい）のデータ ・ 環境省調査「日本の廃棄物処理」等
添付資料 (別紙)	<p>パブリックコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「循環型社会形成推進基本計画策定のための具体的な指針について」中央環境審議会意見具申案に対する意見の募集について

事務事業評価シート

施策名	- 6 - (1) 循環型社会の形成の推進のための基本措置	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．循環型社会形成推進基本計画の策定等	<p>循環型社会形成推進基本計画の策定</p> <p>平成13年度に中央環境審議会循環型社会計画部会を7度開催し、基本計画の策定に向けた検討を行った。平成14年1月には「循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」を策定した。平成14年3月末までに循環型社会形成推進基本計画の策定を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成年次報告策定事務費 (4百万円) ・循環型社会形成推進基本計画策定準備費(9百万円)
イ．循環型社会形成に関する情報収集・調査の実施	<p>循環型社会形成に関する情報収集・調査の実施</p> <p>経済的手法の調査、諸外国の先進事例調査、国内の取組状況に関する調査等を実施し、循環型社会の形成に必要な基礎的情報を収集することができた。今後は、循環型社会形成推進基本計画に盛り込む数値目標の設定について、検討を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的負担措置等に関する基礎的な情報の収集・分析 (14百万円)
ウ．循環型社会形成に関する普及啓発の推進	<p>循環型社会の形成のための普及啓発</p> <p>内閣府世論調査(平成13年7月)による循環型社会形成推進基本法の周知率は2割に満たないことから、これを高めていくため、一層の周知等が必要と考えられる。</p> <p>循環型社会白書に係る普及啓発</p> <p>環境白書本体(14,000部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物質循環促進活動ネットワークシステムの構築 (25百万円) ・物質循環の促進に資する市民参加型活動の支援事業 (4百万円)

	<p>の発行による普及啓発を進めたが、今後もさらなる継続的な普及啓発が必要である。</p>	
<p>エ．廃棄物の処理施設の整備に関する計画の立案及び推進</p>	<p>本計画の推進により、廃棄物の適正処理や再生利用に必要な廃棄物処理施設が整備されており、循環型社会の形成等に役立っている。</p>	<p>・廃棄物処理施設整備費補助金 (169,544百万円の内数)</p>
<p>オ．広域臨海環境整備センター事業の推進</p>	<p>広域処理場整備基本計画に基づき適正な広域処理場の建設及び管理を行い、循環型社会の構築に寄与する。</p>	<p>・廃棄物処理施設整備費補助金 (169,544百万円の内数)</p>